

令和6年度
大崎市政策アドバイザー活動報告書
(地域自治組織・市民協働担当)

大崎市政策アドバイザー（地域自治組織・市民協働担当）

櫻井常矢

目 次

1. 大崎市の地域自治組織	1
2. 令和6年度の取組み	
(1) 令和6年度活動一覧（総括）	2
(2) 打合せ・会議・懇談等	3
3. これまでの主な活動と成果	4

1. 大崎市の地域自治組織

令和6年3月31日現在

まちづくり協議会の名称	設立月日	地域づくり委員会（部会）の名称と設立月日
古川まちづくり協議会	H19. 1. 24	①江合親睦会②福浦親和会③古城コミュニティ協議会 ④古川中心地域自治協議会⑤中里駅南地域協議会⑥親 栄自治協議会⑦緒絶地区協議会⑧東部コミュニティ推 進委員会⑨西部コミュニティ推進協議会⑩南部コミュ ニティ推進委員会⑪中央コミュニティ運営協議会⑫志 田中部地区振興協議会⑬志田東部地区振興協議会⑭西 古川地区振興協議会⑮東大崎地区振興協議会⑯宮沢地 域振興協議会⑰長岡地区地域づくり協議会⑱富永地区 振興協議会⑲敷玉地区振興協議会⑳高倉地区振興協議 会⑳清滝地区振興協議会
松山まちづくり協議会	H18. 7. 29	①健康福祉部会②産業交流部会③生活環境部会④安心 安全部会⑤教育文化部会○広報委員会 (H18. 7. 29)
三本木まちづくり協議会	H18. 8. 25	①産業部会②文化部会③教育部会④体育健康部会⑤福 祉部会⑥安全部会⑦コミュニティ部会 (H18. 8. 25) 再編 あり
鹿島台まちづくり協議会	H18. 12. 16	①コミュニティ活動委員会 (H18. 11. 29) ②のびのび生涯 学習委員会 (H18. 11. 28) ③健やか安心委員会 (H18. 11. 30) ④活力ある産業委員会 (H18. 11. 24) ⑤安 全で快適委員会 (H18. 12. 4)
岩出山まちづくり協議会	H18. 10. 30	①まやま自治会 (H18. 9. 29) ②池月地域づくり委員会 (H18. 10. 25) ③上野目自治協議会 (H18. 5. 19) ④岩出山 地域づくり委員会 (H18. 6. 24) ⑤西大崎地域自治協議会 (H18. 9. 14)
鳴子まちづくり協議会	H18. 10. 11	①鬼首地域づくり委員会 (H18. 7. 19) ②中山地域コミュ ニティ連絡協議会 (H18. 7. 27) ③鳴子地域づくり委員会 (H18. 8. 4) ④東鳴子地域づくり委員会 (H19. 1. 17) ⑤川 渡地域づくり委員会 (H18. 8. 29) ⑥鳴子山地域づくりネット ワーク (H18. 9. 30)
田尻まちづくり協議会	H18. 8. 4	①田尻ほなみ委員会 (H18. 4. 21) ②沼部ふるさと委員会 (H18. 4. 19) ③大貫かんぽやま委員会 (H18. 4. 18)

※ 「地域づくり委員会（部会）の名称と設立月日」の欄のカッコ内は、設立月日です。

2. 令和6年度の取組み

(1) 令和6年度活動一覧（総括）

年度	活動日数	主な内容	詳細
令和6年度	15日	打合せ・会議・意見交換・懇談等	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度重点施策及び懸案事項について・大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議について・まちづくり協議会のあり方に関する検討スケジュールについて・まちづくり協議会委嘱状交付式における講話について・地域自治組織の課題と今後の展開について・地域自治組織への人的支援の手法について・大崎市地域自治組織支援基金について・政策アドバイザー講演会について・コミュニティ推進戦略チーム会議について・行政区長会議の開催結果について・行政区長制度・業務見直しの課題や現状について・行政区長制度に関する視察研修の結果等について・その他

(2) 打合せ・会議・懇談等

No.	打合せ・会議、懇談	回数	主な内容
1	総務部長、市民協働推進部長との打合せ	2	人事異動に伴うあいさつ、令和6年度重点施策及び懸案事項について、その他
2	市民協働推進部まちづくり推進課との打合せ	8	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議について、地域自治組織の課題と今後の展開について、令和6年度重点施策及び懸案事項について、まちづくり協議会のあり方に関する検討スケジュールについて、地域自治組織支援基金について、行政区長制度・業務の課題や現状について、その他
3	地域自治組織・市民協働担当政策アドバイザー講演会（まちづくり協議会委嘱状交付式）	1	演題「高齢化・人口減少時代の地域づくりをえがく」 - 大崎市流地域自治組織のこれまでとこれから - 出席者：古川28人、松山6人、三本木15人、鹿島台11人、岩出山14人、鳴子5人、田尻9人、一般聴講者9人、職員34人 計131人
4	まちづくり協議会との懇談	2	田尻まちづくり協議会、鹿島台まちづくり協議会と今後のあり方検討の進め方について懇談を開催した。
5	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議	4	大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議にオブザーバーとして出席し、アドバイスをいただいた。第1回会議では、有識者会議の始まりにあたって講話をいただいた。
6	その他相談	1	地域の代表者からの相談対応

3. これまでの主な活動と成果

地域自治組織への人的支援体制の構築

■ 「市民協働推進部」の設置

大崎市流地域自治組織を強力に推進するため、まちづくり担当を政策・企画担当および行政改革担当と合わせた「市民協働推進部」を設置。

■ 「大崎市流地域自治組織推進本部」の設置

市長部局はもとより教育委員会等の縦割り組織の弊害を外し、全庁横断的な体制を構築することにより、全職員の共通理解のもと効果的・効率的に住民自治活動組織の支援・促進を推進するため、「大崎市流地域自治組織推進本部」を設置。

■ コミュニティ推進戦略チームの組織化

地域の特性や実情に応じて柔軟に対応できる支援を行うため、まちづくり担当職員および教育委員会公民館職員により「コミュニティ推進戦略チーム」を組織。

担当課長会議、全体会議、ブロック（エリア分け）会議など事案ごとにコミュニティ支援戦略の検討を柔軟に開催することにより、職員が部局や担当意識を越えてチームとして共通の認識と一人ひとりの役割と責任のもとに活発な議論を行いながら、チーム員の力の総和以上の成果をあげ、自治を共に育んでいく支援体制を構築。

地域自治組織への財政支援を創設

■ 地域自治組織活性事業交付金制度の導入

旧1市6町ごとの自治振興関係補助金、地域自治組織の活動状況等を踏まえ、「住民の主体的な財源活用と地域課題解決への対応」「地域自治組織それぞれのペースに主体性を置いた交付」「住民と協働による審査と交付決定」の仕組みを取り入れた地域自治組織活性事業交付金制度を導入。

また、「コミュニティ経営と地域間連携・交流の促進」の仕組みも同時に取り入れることにより、地域自らが交付金の運用のあり方を検証する環境づくりと、地域を見つめ直すきっかけづくりを創設。

なお、この制度については、地方自治施行60周年記念総務大臣賞を受賞。

平成22年度からは、3年間（H19～21年度）の地域自治組織の活動などを「地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議」により地域住民と行政職員がともに分析・検証を行い、さらなる「自主・自立の促進」と「経営力のある組織への育成」を目的として「ステップアップ事業交付金」を創設するなど新たな制度への見直しを行う。

地域自治組織活性事業交付金制度の導入を契機に、地域間交流や連携が推進され、他地域の事業や活動、地域課題を大崎市全体で共有する場が形成されるなど、合併した自治体の課題を

克服するといった効果も現れている。

第3期（平成26年度～平成28年度）は、地域自治組織のこれまでの活動実績を踏まえ、基礎交付金、チャレンジ事業交付金及びステップアップ事業交付金の財政支援制度は維持するし、基礎交付金については、人口変動の影響を少なくするため、均等割のウエイトを高くするとともに、組織の基盤強化のため増額している。

第4期（平成29年度～平成31年度）は、大崎市話し合う協働のまちづくり条例の基本理念に基づき、話し合いを基本としたまちづくり活動をより活性化させるための費用弁償相当分として、基礎交付金の均等割を増額する見直しを行う。

ステップアップ事業交付金については、地域自治組織が、より一層の継続性のある地域づくり事業への取り組みを可能とさせるため、年間2回の交付合計額を拡大する。また、地域づくり委員会を含めた各種団体役員等の重複化及び高齢化が地域課題の一つとして挙げられているため、課題を解決するための一つの手立てとして、人材育成及び人材発掘に関する事業について、交付率を100%に拡大する見直しを行う。さらに、チャレンジ事業交付金についても、ステップアップ事業交付金と同様に、地域自治組織が、より一層の継続性のある地域づくり事業への取り組みを可能とさせるため、年間2回の交付合計額を拡大する見直しを行う。

第5期財政支援期間（令和2年度～令和4年度）は、人口減に対応させ、均等割額を130万円から140万円に改正するとともに、地方創生総合戦略をさらに推進するため、ステップアップ事業交付金に「移住定住促進・交流促進事業」「空家対策事業」を追加する見直しを行う。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の長期化から地域イベントの中止（開催規模縮小）を余儀なくされている現状を踏まえ、ステップアップ事業交付金について、「イベント復活創生事業」をメニュー化しました。

第6期財政支援期間（令和5年度～令和7年度）は、人口減少に対応させ、基礎交付金の均等割額を140万円から145万円に改正するとともに、ウィズコロナに対応するため、ステップアップ事業交付金の「イベント復活創生事業」を令和5年度に限り継続する見直しを行う。

地域自治組織の設立と個性ある事業の模索と展開

■地域自治組織の設立と運営支援

「地域自治組織（大崎市流）のあり方に関する最終報告書」に基づくまちづくり協議会7カ所、地域づくり委員会（部会含む）54カ所が設立。地域自治組織担当職員へのフォローと合わせ、それぞれの進捗状況と固有の悩み（地域リーダーの存在、組織運営状況の課題、従来の自治の単位との関係、行政との関係など）を地域自治組織メンバーと意見交換や懇談などの対話を通じて把握し、助言・アドバイス。各組織が地域らしさを生かした継続性を備えた自立性の高い地域自治の運営が図られるよう支援。

■活動の契機と起動の高まりおよび個性ある事業の模索と展開

住民の暮らしを支える基盤として地域の暮らしを見つめ直し、自らが住民アンケート調査や

ワークショップを展開するとともに、地域を構成するあらゆる主体間との「話し合い」を重ねながら横のつながりを図り、地域課題解決への取組みが各地で展開。

■地域計画策定（コミュニティ・ビジョン）に向けた取り組み

地域の将来像を描くため、地域での「話し合い」に重点を置き、住民参加型のワークショップが各地で展開される。地域によっては、行政を巻き込み、お互いの情報や技術を出し合いながら向かう将来像を共有しているところも存在。すでに地域計画が策定されている地域もあり、計画的に事業が展開されている。また、地域計画の策定を通じて住民同士の共通認識や価値観の形成、さらには新たな人材発掘と参加をつくることのできる環境が形成されている。

協働の制度化

平成 19 年 12 月から「(仮称) 大崎市パートナーシップ会議」を立ち上げ、各まちづくり協議会から推薦された地域の代表者と行政職員が互いの情報や知恵を出し合いながら、市民と行政が一体となりともに行動できる協働のまちづくりについて話し合いを重ね、協働が変わらぬ関係であるよう制度・ルール化する必要性を見いだす。

平成 20 年度、平成 21 年度も引き続き検討し、「市民と行政職員が対等な関係で話し合える場（テーブル）」として、平成 22 年度より「大崎市パートナーシップ会議指針」として制度化、本格的導入。

【パートナーシップ会議の状況】

年度	パートナーシップ会議の名称
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none">・保育所等の民営化に係るパートナーシップ会議・出張所・公民館施設のあり方に関するパートナーシップ会議・ふるさとプラザのあり方に関するパートナーシップ会議
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none">・地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議・大崎市の図書館を考えるパートナーシップ会議・大崎市における公民館の地域運営及び出張所のあり方に関するパートナーシップ会議（継続）
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none">・公民館の地域運営の仕組みに関するパートナーシップ会議
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none">・大崎市協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ会議
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none">・大崎市話し合う協働のまちづくり行動計画策定に関するパートナーシップ会議
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・大崎市市の花・木・鳥等普及事業に関するパートナーシップ会議・大崎市にぎわい交流デザイン・企画チーム

このパートナーシップ会議は、特定の会議を示すものではなく、「市民参加」の手法の一つであり、「理念・あり方」を論じる点が特徴で、話し合いを通じて各施策や事業に関するあるべき姿をともに創り上げ、自分たちのまちは何を目指し、どのように持続可能なくらしを実現していくのかといった基盤づくりを目指している。

さらに、「地域提案権」を制度化することにより、「精神的にも実質的にも行政が遠くなった」という合併自治体の課題を克服するとともに、市民主体の課題解決と行政との協働を制度的かつ実質的に確保する点も大きな特徴となっている。

職員研修

話し合う協働のまちづくり条例制定に伴い、①行政職員の市民協働に対する認識を深め、全庁的な推進を図る。②地域の動きを知り、今後の政策形成に必要な基礎的・実践的な知識や技術を習得する。ことを目的に全職員を対象として「話し合う協働のまちづくり研修会」を3回会場で実施。『協働の意味と行政の役割』をテーマに、協働のまちづくり条例制定と市民協働に求められる行政（職員）の役割について講義。

協働のまちづくりとコミュニティ施策にかかる推進手法への助言・アドバイス

■地域自治組織の現状把握及び助言・アドバイス

人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、各種関係機関や団体との連携・協力体制など、複雑かつ多岐にわたる支援を、地域の日々の活動状況の変化、地域自治組織メンバーが抱える不安や悩みなど、細かな課題を把握し、総合的に助言・アドバイス。

さらには、事業・活動に対する助言・アドバイスだけでなく、固定化する役員や組織構造、事業のマンネリ化、合意形成のあり方など、コミュニティを取り巻く多様・複合化し、連鎖的に絡み合う課題の解決に向けて、地域住民はもとより、地域自治組織を担当する行政職員に対し、地域コミュニティの再生・自立へのプログラムをともに“話し合い”の中から創り出す。プロセスを通じた住民力・行政力を育む環境（場）を形成する。

■協働のまちづくりの推進とコミュニティ施策へのアドバイス及び理解・普及

庁内で展開されているN P Oとの協働事業や地域コミュニティとの共同事業、さらには、新しい公共などの事業推進手法について、地域住民はもとより、行政職員及び市議会議員等への助言・アドバイス。協働をめぐる実践上の課題を整理し、協働のまちづくりにおけるコミュニティ施策のあり方や、推進するための環境整備についての理解・普及に努める。

大崎市話し合う協働のまちづくり条例制定及び行動計画策定

大崎市話し合う協働のまちづくり条例制定に関し、制定体制はもとより、市民参加を実質化していく制定プロセス、市民の議論の喚起への環境と工夫、実践等についての助言・アドバイス。

また、協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ会議、話し合う協働のまちづくり行動計画策定に関するパートナーシップ会議及び協働のまちづくり条例策定委員会の進め方や検討の方向性などについて助言・アドバイスを行い、平成26年4月、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」及び「大崎市話し合う協働のまちづくり条例行動計画」が制定される。

主な項目は次のとおり。

助言・アドバイスの項目	主な内容
協働によるまちづくりの理念や考え方	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 安心・安全な市民生活手段としての協働<input type="checkbox"/> 東日本大震災の教訓自己完結することの限界私たちに「できること」と「できないこと」
6年間の活動と蓄積のふりかえり	<ul style="list-style-type: none">「実践」か「制度」か 大崎市の特徴①七色の虹<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 合併協議会の検討経過<input type="checkbox"/> 財政支援・人的支援②‘話し合い’を重視したまちづくり<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 新たな市民参加手法の導入 ‘大崎市パートナーシップ会議’<input type="checkbox"/> 各地域自治組織の取り組み③持続可能な大崎市をめざして<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 行財政改革による課題<input type="checkbox"/> 新たなまちづくりの手法を拓く<input type="checkbox"/> 多様な地域資源・主体…それぞれの関係は
制定にあたっての基本的な視点	<ul style="list-style-type: none">策定段階の初期からの市民との議論の場の確保（市民参加の実質化）<input type="checkbox"/> 制定プロセスの基本的な視点<input type="checkbox"/> 条例内容の基本的視点<input type="checkbox"/> 実際に実効される仕組みと環境づくり

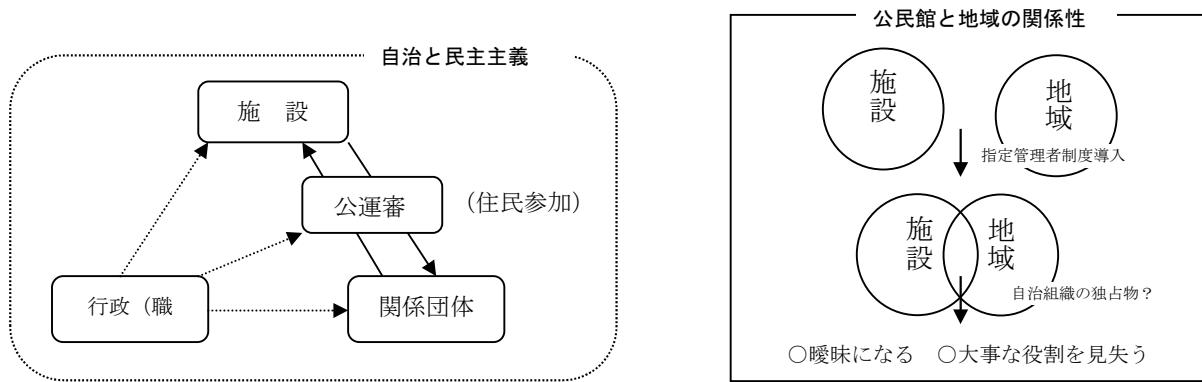
パートナーシップ会議の配慮点	<p><input type="checkbox"/>率直なふり返り 「何ができるないか」⇒「何が必要なのか」⇒「どうあるべきなのか」 理念を大切に 全市の視野を</p> <p><input type="checkbox"/>制定プロセスの重視 市民参加がまちをつくる・ひとを育む メンバーを通じた7地域とのキャッチボール</p> <p><input type="checkbox"/>普遍のものとして 条例制定の意味 将来を見据えた姿を</p> <p><input type="checkbox"/>パートナーシップ会議運営への工夫</p>
市民自治行動計画（市民自治ビジョン）の策定	<p><input type="checkbox"/>自治体経営と地域経営を描く <input type="checkbox"/>中長期的な地域と行政双方のアクションプラン <input type="checkbox"/>条例化の先にあるまちづくりの全体像・将来像を描いた市民自治ビジョン</p>
話し合う協働のまちづくり行動計画推進体制	<p><input type="checkbox"/>市民協働の推進を“あとおし”する機能・役割 <input type="checkbox"/>市民協働の推進に関する施策の総合的な推進並びに府内関係部局の総合調整 <input type="checkbox"/>既存事業の見直し等を含む市民協働により行う事業の実践及び提案に対する調整 <input type="checkbox"/>広がりを作る“プロセス” <input type="checkbox"/>課題解決力と民主主義</p>
地域自治・市民協働を推進するために	<p>①大崎市行政の課題 政策の課題／組織の課題／職員の取り組み ②プロセスへのこだわり ・「何をやるのか」ではなく「どのように進めるか（展開するか）」 ・プロセスが育む住民力・行政力 ・エンパワーメント支援 ・環境（場）づくり ・市民の発意・負担あっての行政支援 ・実施主体から支援主体（行政）へ ③お互いの役割（仕事）を見直していくプロセス 行政主導による役割分担への警鐘 制度整備だけでは地域は動かない 行政も変わる・市民も変わる 出発点としての地域課題の共有 ‘話し合い’を大切にしたまちづくり 会議と話し合い、様々な工夫 (導くより)引き出す力 (話すより)聞く力</p>

地区公民館地域運営

平成24年4月からの地区公民館の地域運営について、地域運営の理念や考え方、施設の目的や地域における役割など、地域運営を始めるにあたっての推進方針や施策について、運営側、行政側双方への助言・アドバイス。主な項目は次のとおり。

助言・アドバイスの項目	主な内容
公民館の設置目的と意味	<p>①社会教育法の理念 ◇住民参加 社会教育委員／公民館運営審議会 ◇施設主義 施設、行政、関係団体の三者関係 開かれた施設</p> <p>②公民館設置の理念 ◇寺中構想 ◇縦割り行政の精緻化 理念の矮小化</p> <p>③生涯学習の登場 趣味・教養的な学習活動への偏り? 「つなぐ」「活かす」ことの大切さ</p>
地域運営を検討する上で —運営側の立場から—	<p>①「公共施設」と「自治組織」 ②どのような施設であるべきか 「地域づくりの拠点」という曖昧さ 学習活動を通した支援</p>
公民館と地域づくり —原点回帰—	<p>□地域課題＝学習課題 普段の暮らしの中にあるもの □住民参加による企画立案 公民館運営審議会 公民館職員ではなく地域住民が主体 □何でも屋の公民館 寺中構想『公民館の建設』 「地域のことなら何でも取り上げ取り組む」</p>
地域運営の心得・大切にし てほしいこと	<p>□「公民館運営」と「自治組織運営」 □公民館‘事業’へのこだわり □行政関与を引き出す指定管理者に</p>

一公民館の指定管理者制度導入をめぐる課題のイメージ



地区公民館地域運営（指定管理者制度導入後）

平成 24 年 4 月から 13 館、同年 10 月から 4 館、平成 25 年 4 月から 1 館の地区公民館が地域運営への移行を開始。円滑な運営に向けて、各地区公民館を個別訪問し、見えてきた課題等について把握し、運営側、行政側双方への助言・アドバイス。主な項目は次のとおり。

助言・アドバイスの項目	主な内容
運営後の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の特性や実情に応じた支援体制 □ 社会教育事業の在り方と行政責任の明確化
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> □ モニタリング及び評価手法、評価シートの研究 □ 運営側、行政がともに評価検証できる環境と工夫

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの第 3 期公民館地域運営のはじまりにあたり、第 2 期までをふり返り、公民館の事業（仕事）への視点について、助言・アドバイスを行う。

助言・アドバイスの項目	主な内容
地域づくりの全国的動向	<ul style="list-style-type: none"> □ 多様化・深刻化する地域の課題 高齢化・人口急減、一人暮らし世帯、介護(予防)、災害、子育て、生き方探し・・・ 求められる地域の課題解決力 □ 地域のくらしを支えること 行政区・町内会の実情／基礎的地域団体の弱体化 新たな地域づくりの体制構築拠点となる公民館
公民館と地域づくり —寺中構想『公民館の建設』—	<ul style="list-style-type: none"> 講座を実施するところ？ 「何でも取り上げ取り組む」
公民館の役割を見つめ直す	(1) 公民館事業をふり返る イベント屋？

	<p>個人の趣味・楽しみ 人びとのつながり（社会・地域）</p> <p>(2) 「社会教育施設」と「自治の拠点」 埋没する社会教育の役割 地域づくりの両輪として2つの役割を‘分ける’ 社会教育（事業）の強化による地域の活性化</p>
—第3期に向けて—	<p>□事業へのこだわり □職員をめぐって 指定管理運営こそその課題 □行政関与を引き出す指定管理者に</p>

後期基本計画策定と地域別まちづくり方針

平成24年度に見直しが行われた総合計画基本計画について、大崎市流地域自治組織の確立はもとより、基本理念となる「協働のまちづくり」について、住民主体を前提とした地域主権にもとづくまちづくりを描くようアドバイス。

さらに、コミュニティ施策の方向を明確にするため、これまでの地域自治活動の実践の蓄積を反映し、より活動が保障されるものとなるよう、地域別まちづくり方針を総合計画基本計画に盛り込むよう助言・アドバイス。

平成25年2月、後期基本計画が策定された。当該計画の中に、地域別まちづくり方針を盛り込み、地域の個性を生かしたまちづくりを地域住民自らが誇りと愛着を持ち、地域づくりに参加するテーマとして提示。

後期基本計画では、大崎市流地域自治組織のこれまでの活動の積み重ねや実践の成果に基づき、それぞれの地域づくりの方向性を示すとともに、本市における地域づくりの位置付けは、地域の発展と交流が本市を創りあげるとしており、地域間の交流の輪、人と人の和により、それぞれの地域のもつ資源を最大限に生かし、多くの人々が交流する魅力あふれる地域、元気で生き生きと活力のみなぎる地域づくりを目指す。

東日本大震災のふり返りの推進

■大崎市震災復興計画の策定

大崎市震災復興計画の策定にあたり、大崎市震災復興懇話会委員として震災直後の地域への訪問を積み重ね、被害状況はもとより、地域コミュニティの動きを把握し、計画の中に盛り込むべき事項等について提言。主な項目は次のとおり。

提言の項目	主な内容
震災における課題	<ul style="list-style-type: none"> ■被災状況の違い ■雇用と人口流出 ■合併した自治体の被害
大崎市のいくつかの課題	<ul style="list-style-type: none"> ■震災対応、防災体制の検証の必要性 ■自主防災組織の実態と課題 ■地域自治組織としての災害対応のばらつき ■ライフラインの確保 ■行政の組織対応、情報伝達をめぐっての課題
策定にあたって必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ■復興計画策定の前の振り返りの必要性 ■広域的な発想で縦軸、横軸の県域を越えた交流拠点都市としての位置づけ ■中心市街地の再開発 ■住民自身の震災対応の問題を改めて認識する場づくり ■市民参加型による防災の新たな体制を含めたコミュニティ計画づくり
大崎市震災復興基本方針実現のための具体的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ■広い視点で新しい東北における大崎を描くこと ■市民の役割と行政が行わなければならない役割の整理 ■抜本的な都市計画の議論の必要性

■地域計画策定推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の対応におけるふり返りと検証の必要性と場づくり、さらには、安全安心な地域の備えとしての地域計画策定推進について、助言・アドバイス。主な項目は次のとおり。

助言・アドバイスの項目	主な内容
震災対応・防災体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> □避難所のあり方 □自主防災組織の実態と課題 □地域自治組織としての災害対応 □ライフラインの確保 市行政の取り組みと地域とのマッチング □行政の組織対応・情報伝達
地域づくりの新たな視点	<ul style="list-style-type: none"> □自己完結することの限界 行政区・自治組織、NPO、事業者、大学、各種団体、行政等の関係 □自治組織間連携・広域連携 □‘学校’の捉え直し ①横のつながりをつくる避難訓練

	②地域を知っている学校である必要
ふり返りから地域計画へ	<input type="checkbox"/> 記録（記憶）として残す <input type="checkbox"/> 地域に「できること」と「できないこと」 <input type="checkbox"/> 災害対応を含む地域の全体計画 <input type="checkbox"/> 市行政の方針として

まちづくり協議会の今後の展開（第7期）

大崎市まちづくり協議会の委員改選（令和6年6月1日～令和8年5月31日）にあたり、地域自治組織のこれまでの歩みとともにふりかえり、次のステップとして求められるまちづくり協議会の役割について助言・アドバイスを行う。

助言・アドバイスの項目	主な内容
これまでをふり返る 一今期まち協の役割一	<input type="checkbox"/> 大崎市との20年 自主的な市民、職員の学習会 懐かしい不安と緊張 七色の虹と一体感 それぞれの個性を生かす／地域課題の解決／話し合いの重視（みんなで） <input type="checkbox"/> 新たな地域自治組織の体制づくり 合併協定項目の地域自治組織 折衷案としての「まちづくり協議会条例」 高齢化・担い手不足：基礎的地域団体、自治会の実情 ⇒「平成大合併」から「高齢化・人口減少」への構え
なぜ今、地域づくりなのか 一全国的動向一	<input type="checkbox"/> 多様化・深刻化する地域の課題 高齢化・人口急減、一人暮らし世帯、災害、地域安全、国土保全、生きがい・・・ 行政だけでは対応できない課題／求められる地域のチカラ <input type="checkbox"/> 地域の暮らしを支えること 基礎的地域団体、自治会の現実 自己完結することの限界 「自分たちだけで解決することは・・・」 連携・協働の時代へ *地域運営組織（Region Management Organization） 狹域自治と広域自治

話し合いを大切にした地域づくり	<input type="checkbox"/> 地域の課題を明らかにすること <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくり
今後の検討への視点	<input type="checkbox"/> “持続可能性”を意識して 組織の解散を含む 地域・くらしと向き合う体制 <input type="checkbox"/> “新たな人材”の発掘・登用 自らの言葉を大切に <input type="checkbox"/> “話し合い”の場づくり 繼密な作戦会議 ひとが育つ地域社会を

地域計画策定にあたってのアドバイス

地域自治組織が策定する地域計画策定（コミュニティ・ビジョン）について、その策定視点を地域固有の課題や自治活動を分析したうえで助言・アドバイスを行う。

助言・アドバイスの項目	地域計画策定にあたって	ふり返りと見直しにあたって
あゆみ・ふり返り	<ul style="list-style-type: none"> ■各戸からの会費徴収 ■部会制（分野別）からの出発 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の各種団体の統合 ・志縁型 ■多様な事業活動の展開 ■部会間の情報共有・意思決定の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会 ■各種団体の活動+(プラス)まち協の活動? <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体、行政委嘱委員、補助金等の存在 ・住民の多忙化／高齢化・担い手不足 ⇒ ‘負担減’ ‘本当に必要なもの’ ■行政区（地縁）とのつながり 	<ul style="list-style-type: none"> ①何でも頑張るまち協 <ul style="list-style-type: none"> ・事業数の多さ ・部会活動、広報、事業評価etc ・部会統合型（志縁型）の短所 ・会費徴収への責任？ ・このまま計画の見直しをかけると… ②全体を見わたす主体の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・「まち協」か「部会」か ・まち協としてハンドルをきっているか ・矢印の方向性を考える ③行政区（地縁）とのかかわり <ul style="list-style-type: none"> ・まち協の事業活動の発想 ・認知度や広がりの弱さ？
計画策定に向けて求められること	<ul style="list-style-type: none"> ①部会横断的な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の縦割りから抜け落ちたものの（抜け出すこと） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 活動のマンネリ化・担い手の固定化 ②行政区（地縁）とのかかわりを求めて <ul style="list-style-type: none"> ・自らの役割への発想・視点 	<ul style="list-style-type: none"> ①部会計画からまち協計画へ <ul style="list-style-type: none"> ・解決すべき地域課題への優先順位 ・年次計画 ・まち協全体（部会間連携）として何を実現するかへ ②組織のあり方を見つめる必要 <ul style="list-style-type: none"> ・5つの部会とコア組織との関係

	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁への活力の注入役 ／ 地縁の支援役 ・「主役は…しかしそれだけでは…」 ③全体を見わたす主体の必要性 ・計画策定のプロセスで ・住民主体の活動になっているか（自分がハンドルをきかれているか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有から舵取りへ ③住民ニーズの再確認 ・「地域づくりとは地域課題を解決すること」 ・何に基づく事業活動だったのか？ ・部会（各種団体）ニーズ？ ・ニーズ発掘自体を計画に位置づける ④‘話し合い’も大切な自治組織の事業活動 ・広がりを作るのは‘プロセス’ ・ふり返る、考える、ほめる、もめる、悩む… ・計画策定はチャンス ・事業活動の精緻さが障壁？
これからのまち協の活動に向けて	<p>■まち協の将来像をえがく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会の地域計画：事業計画的性格（短期・中期） ・ビジョンの必要性：「どんな地域にしたいのか」「まち協はどうあるべきか」 ・計画が先か、ビジョンが先か… <p>■地域主権時代の住民自治</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの文化を根付かせる ・現実直視から共通認識へ ・言葉として共有する ・課題解決力と民主主義 ・‘まちはみんなでつくるもの’ 	<p>■「行政ぶら下がり自治」からの転換</p> <p>■住民主体の意思決定と課題解決へ</p> <p>⇒ 向き合うべき今回の計画策定</p>

※上記はある地域の助言・アドバイスになります。

地域自治組織が行う地域計画策定に伴う行政の支援について、市民協働推進部まちづくり推進課が地域自治組織の支援統括とし、常日頃から全国の自治体、地域づくり関係団体とのネットワークの形成を図りながら、地域支援の技術と向上に努め、地域自治組織の役員会や全体会に出向き、現場の実態把握を行うとともに、運営や事業・活動のサポートはもとより、主体性・自立性・自己責任（補完性の原理）を基本として実践・行動できる地域自治組織への専門的な助言・アドバイスを行う仕組みを形成する。

さらに、総合支所地域振興課まちづくり協議会担当者や基幹公民館地域運営推進室職員との常時の意見交換を通じ、支援担当職員への助言・アドバイスが行える仕組みづくりについて助言・アドバイスを行う。

平成28年度からは地域包括ケアシステムの構築との連携を図り、民生部社会福祉課包括ケア推進室、高齢介護課、健康推進課、教育委員会中央公民館との連携のもと、ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供などの地域計画策定支援を行う環境を形成する。

地域計画策定に伴う行政の支援

支援内容
<ul style="list-style-type: none"> □ 地域計画策定に伴う企画、立案調整 □ 担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 □ 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 □ 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 □ 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス □ 地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス □ ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 □ 地域計画書策定に伴う策定委員会の設置、デザイン、製本等への助言・アドバイス □ 住民参加・人材育成の仕掛けづくりの実践に向けた助言・アドバイス □ 地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス □ 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業（地域包括ケアシステム）実施に向けた検討支援

地域計画策定支援を行っている主な地域自治組織

地域自治組織の名称	支援内容	ワークショップの開催状況
清滝地区振興協議会	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域計画策定に伴う企画、立案調整 □ 担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 □ 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 □ 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 □ 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス □ 地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス □ ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 □ 地域計画書策定に伴う策定委員会の設置支援 □ 住民参加・人材育成のしきけづくりの実践に向けた助言・アドバイス □ 地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス □ 大崎市生活支援体制整備事業（地域包括ケアシステム）運営支援 □ 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業実施に 	<p>①H29.2.12 ②H29.5.28 ③H29.7.29</p> <p>ファシリテーター まちづくり推進課、社会福祉課 地域包括ケア推進室、高齢課介護課、健康推進課、中央公民館</p>

	<p>向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	
高倉地区振興協議会	<p><input type="checkbox"/>地域計画策定に伴う企画、立案調整</p> <p><input type="checkbox"/>担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>他の地域自治組織の事業活動の情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣</p> <p><input type="checkbox"/>地域計画書策定に伴う策定委員会の設置、デザイン、製本等への助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>住民参加・人材育成のしきけづくりの実践に向けた助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)実施に向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>①H29.12.12 ②H30.1.20 ③H30.2.17</p> <p>ファシリテーター まちづくり推進課、社会福祉課 地域包括ケア推進室、高齢課介護課、健康推進課、中央公民館</p>
緒絶地区協議会	<p><input type="checkbox"/>大崎市地域自治組織活性事業交付金申請支援</p> <p><input type="checkbox"/>コミュニティ活動支援</p> <p><input type="checkbox"/>担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>他の地域自治組織の事業活動の情報提供</p> <p><input type="checkbox"/>地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援</p> <p><input type="checkbox"/>話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>ワークショップ開催支援</p> <p><input type="checkbox"/>住民参加・人材育成のしきけづくりの実践に向けた助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス</p> <p><input type="checkbox"/>視察研修の企画と実践への助言・アドバイス</p>	<p>ファシリテーター：まちづくり推進課</p>

	<input type="checkbox"/> その他	
西古川地区振興協議会	<input type="checkbox"/> 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)実施に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> その他	①H30.6.14 ②H30.9.13 ③H30.12.13 ファシリテーター まちづくり推進課, 社会福祉課 地域包括ケア推進室, 中央公民館
沼部ふるさと委員会	<input type="checkbox"/> 地域計画策定に伴う企画, 立案調整 <input type="checkbox"/> 担い手不足, 若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 <input type="checkbox"/> 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 地域住民のニーズの掘り起こしや, 課題の明確化, さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス <input type="checkbox"/> ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> 地域計画書策定に伴う策定委員会の設置検討 <input type="checkbox"/> 住民参加・人材育成のかけづくりの実践に向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)実施に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> その他	①H30.9.18 ②H30.10.17 ③H30.11.14 ファシリテーター まちづくり推進課, 社会福祉課 地域包括ケア推進室, 岩出山総合支所地域振興課, 鳴子総合支所地域振興課, 田尻総合支所地域振興課及び市民福祉課, 中央公民館, 沼部公民館
岩出山地域づくり委員会	<input type="checkbox"/> おしゃべり広場(親交会長ワークショップ)へのファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> 大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業及び大崎市生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)実施支援	①H30.3.17 ②H30.6.30 ファシリテーター

	<input type="checkbox"/> 地域計画策定に伴う企画、立案調整 <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> その他	まちづくり推進課、社会福祉課 地域包括ケア推進室
古川まちづくり協議会	<input type="checkbox"/> 運営全般事務局 <input type="checkbox"/> まちづくり協議会のあり方検討に伴うワークショップの企画、立案調整 <input type="checkbox"/> 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 <input type="checkbox"/> ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> 地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 内部部会の設置と運営への助言・アドバイス <input type="checkbox"/> その他	①H30.7.18 ②H30.9.25 ③H30.10 下旬 ④H30.11 下旬 ファシリテーター まちづくり推進課
宮沢地域振興協議会	<input type="checkbox"/> 地域計画策定に伴う企画、立案調整 <input type="checkbox"/> 担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 <input type="checkbox"/> 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> 地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス <input type="checkbox"/> ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 <input type="checkbox"/> 住民参加・人材育成のしきけづくりの実践に向けた助言・アドバイス <input type="checkbox"/> その他	①H31.1.23 ②H31.2.6 ③H31.2.20 ④R 4.1.25 ファシリテーター まちづくり推進課、政策課、社会福祉課 地域包括ケア推進室、中央公民館
東大崎地区振興協議会	<input type="checkbox"/> 地域計画策定に伴う企画、立案調整 <input type="checkbox"/> 担い手不足、若者の参加率低下に対する地域自治組織体制の強化に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 他の地域自治組織の事業活動の情報提供 <input type="checkbox"/> 地域固有の課題に対応した必要性が高い事業の実現に向けた検討支援 <input type="checkbox"/> 話し合いの場づくりに向けた助言・アドバイス	①R1.6.15 ②R1.7.27 ③R1.8.24 ファシリテーター まちづくり推進

	<ul style="list-style-type: none"> □地域住民のニーズの掘り起こしや、課題の明確化、さらには参画のきっかけづくりを促進する場づくりへの助言・アドバイス □ワークショップ開催に伴うファシリテーション技術の提供とファシリテーター派遣 □地域計画書策定に伴う策定委員会の設置、デザイン、製本等への助言・アドバイス □住民参加・人材育成のしきけづくりの実践に向けた助言・アドバイス □地域内の合意形成の手法への助言・アドバイス □その他 	<p>課、社会福祉課 地域包括ケア推進室、高齢課介護課、健康推進課、中央公民館</p>
--	---	---

大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業の創設

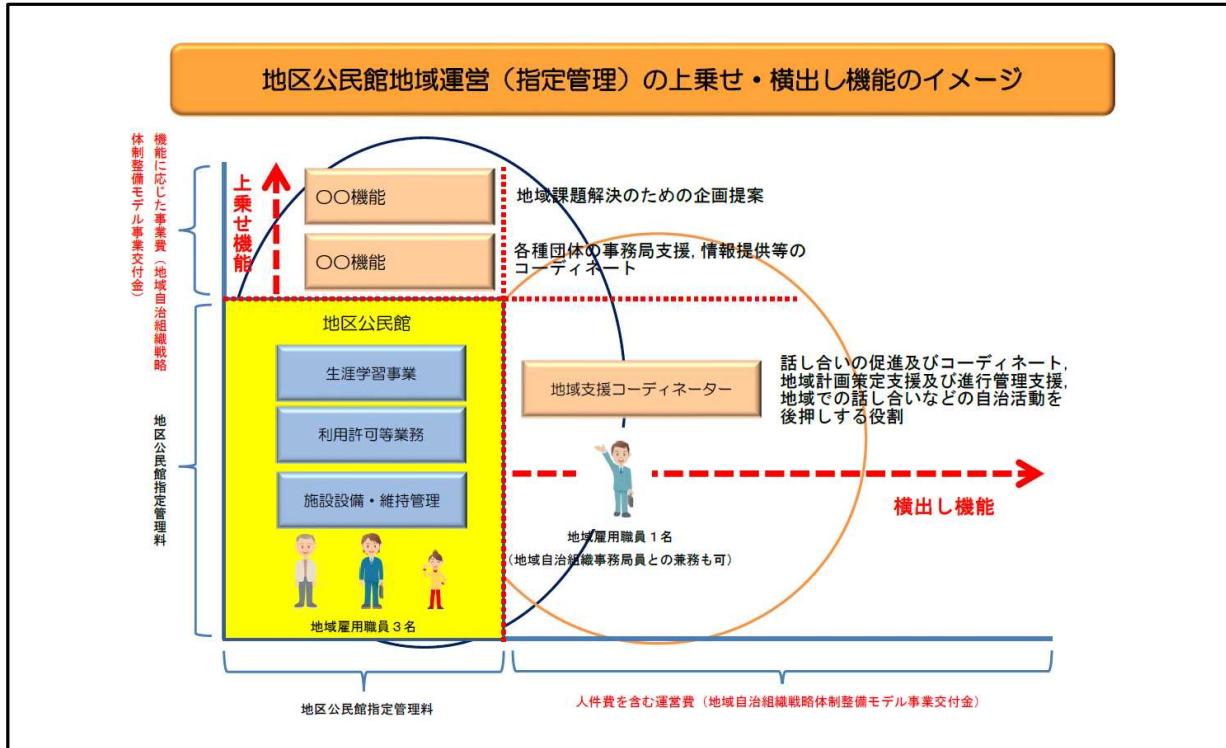
おおさき市地方創生総合戦略に基づき、個性輝く小さな拠点づくりとネットワークの構築を推進するための地域自治組織の組織体制強化と地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を目的に行う事業に要する経費について財政支援を行う「大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業交付金」を創設（下図参照）する。

平成28年度から平成30年度までの期間をモデル事業期間とし、①地域課題解決のための持続的な取組体制の構築②コミュニティ基盤の確立と体制整備③地域活動（課題）の特性・実情に応じた仕組みづくり④“地域提案”によるパートナーシップ協定書の締結⑤地域包括ケアシステムとの連動⑥施策のメニュー・選択制導入の可能性の5つの視点を重視し、ふり返りと検証の中から、さらなる地域自治組織の基盤形成と協働のまちづくりの仕組みづくりを行う。

特に、大崎市生活支援体制整備事業との連動事業として位置づけることにより、地域包括ケアシステムの構築はもとより、地域自治組織の基盤づくりを庁内関係機関との連携のもとに支援する関係を構築した。

また、「大崎市地域自治組織戦略体制整備モデル事業検証報告書」策定への助言・アドバイスを行う。

モデル事業交付金の上乗せ・横出しのイメージ



大崎市地域自治体制整備実証事業の創設

平成 30 年度までの 3 年間をモデル期間として実施した地域自治組織戦略体制整備モデル事業の成果や課題を踏まえ、人口減少時代の地域自治の推進体制を実証に基づいた検討を行うため、平成 31 年 4 月から 3 か年を事業期間とした「大崎市地域自治体制整備実証事業」の仕組みづくり及び検証報告書策定への助言・アドバイスを行う。

地域提案による公募制、外部有識者で構成する「大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員会」による四半期ごとの評価・検証、推進体制に対する調査・研究、提言など、大崎市地方創生に伴う地域自治組織戦略体制整備モデル事業に新たな仕組みを取り入れている。

事業の趣旨、事業期間等については、以下のとおり。

■事業の趣旨

- ・地域の担い手不足等による組織役員の高齢化や重複化、事業の多様化などによる組織の弱体化が進み、地域自治組織の組織体制の強化を図ることが急務となっている。
- ・人口減少などによる地域課題の深刻な地域自治組織に対し、地域支援コーディネーターを地域雇用することで、まちづくり団体の運営支援を行いながら、地域行動計画を策定し、地域住民が必要としている事業を実施するためのコーディネート機能を含めた体制を整備することが必要となっている。
- ・以上のことから、平成 30 年度までの 3 年間をモデル期間として実施した地域自治組織戦略体制

整備モデル事業の成果や課題を踏まえ、人口減少時代の地域自治の推進体制を実証に基づいた検討を行うため、平成31年4月から3か年を事業期間として、「大崎市地域自治体制整備実証事業」を実施。

■事業概要等

(1) 概要

- ①地域支援コーディネーター（地域雇用）による地域課題解決のための持続的な取組体制の構築
- ②外部有識者で構成する「大崎市地域自治体制整備実証事業検証委員会（以下「検証委員会」という。）」による四半期ごとの評価・検証、推進体制に対する調査・研究、提言
- ③おおさきパートナーシップ（地域自治体制整備実証事業）協定書の締結
- ④地区公民館指定管理者制度との連携及び地域包括ケアシステムの構築との一体的な推進

■検証委員会委員

市民活動支援、コミュニティ支援、市民と行政の協働推進、市民主体による地域課題解決に向けた地域づくりの推進及びコミュニティ・ビジネスの創業などに専門的な知識と経験を有する者から委嘱。

■事業期間

平成31年度から令和3年度までの3年間

■実施団体の選定

- ①地域自治組織（42団体）からの地域提案による公募方式を採用
 - ・公募期間：平成31年2月7日（木）～平成31年2月28日（木）
 - ・市ウェブサイトはもとより、大崎市まちづくり連絡会議、地域自治組織を対象とした説明懇談会及び役員会等開催時の説明により広く周知
 - ・地域自治組織担当部署による予備審査検証委員会による事前審査及び本審査（公開プレゼンテーション審査）による選定
- ◇審査項目
 - ①団体運営の適格性
 - ②事業提案（地域自治体制整備の組立て、運営マネジメント・人材育成、持続性を高める仕組み、団体内部の話し合いの状況、他施策との連動、現状認識と解決手法）
- ◇評価基準　34項目・基礎点数制200点満点。各委員の評価合計点数の平均が満点の7割以上の団体。
- ◇本審査（公開プレゼンテーション審査）　平成31年3月17日（日）
- ・3団体（高倉地区振興協議会、岩出山地域づくり委員会及び池月地域づくり委員会）を選定
- ・平成31年3月27日、市と選定した3団体が「おおさきパートナーシップ（地域自治体制整備実証事業）協定書」を締結

選定団体

NO	団体名	代表者	体制整備の名称
1	高倉地区振興協議会 (古川地域)	会長 高橋靖明	持続性の高い“くらし”を支える基盤形成プロジェクト～地域計画の起動・実践を通した組織の見直しと人材発掘・育成～
2	岩出山地域づくり委員会 (岩出山地域)	会長 石田政博	地域団体ネットワーク整備及び活性化バックアップ事業
3	池月地域づくり委員会 (岩出山地域)	会長 安倍 優	池月サポート事業

※3 団体については、地域包括ケアシステムの構築に向けた大崎市生活支援体制整備事業を併せて実施。

■交付金の交付

地域自治組織の組織体制強化と地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業の仕組みづくりの構築を行なう事業に要する経費について、542万円を上限に大崎市地域自治体制整備実証事業交付金を交付。

交付金の区分及び限度額

地域事務費

交付対象経費	交付の範囲	交付限度額
地域行動計画策定費		20万円
地域における話し合いの実施に要する経費	地域の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うために要する経費（印刷製本費等） 話し合いのコーディネートに要する経費（交通費等） 話し合いの実施に伴う会場費等の支出に要する経費	
講演会及びフォーラム等開催に要する経費	先進地視察研修に要する経費（借上料等） 講演会及びフォーラムの企画、運営体制の構築及び調整に要する経費（印刷製本費等） 外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等 講演会及びフォーラム等の開催に要する経費（賃借料等）	
地域行動計画書作成に要する経費	地域行動計画書の製本に要する経費（印刷製本費等） 地域内及び地域外への配布に要する絏費	
人材育成事業費		30万円
地域づくり又は人づくりを目的とする講座や研修会等に要する絏費	講座及び研修会等の企画、運営体制の構築及び調整に要する絏費	

	外部有職者などの講師等への謝金、交通費、宿泊費及び食糧費等	
	講座や研修会等実施に要する経費（使用料等）	
	地域の活性化に資する活動又は事業の実施に不可欠な専門的な知識及び技能の習得のために要する経費	
啓発に要する経費	講演会、研修会及びセミナー等の開催に要する経費（印刷製本費等）	
マッチング事業に要する経費	専門的なスキルや特技等を持つ人材と、これらの人才を求める地域とのマッチング等、魅力のある地域づくりを支援するために要する経費	
実態把握・調査研究費		30万円
地域における現状及び実態調査に要する経費	調査項目の検討・アンケート調査に要する経費（ただし、地域外のコンサルタント会社への委託を除く。） ニーズ・情報収集に要する経費（旅費等） 関係者間の調整・意見交換会等に要する経費（印刷製本費等）	
地域の活性化に資する事業活動の企画立案のための調査研究、調整に関する経費	地域住民と行政との協働による事業の企画検討に要する経費（交通費等）	

事務費

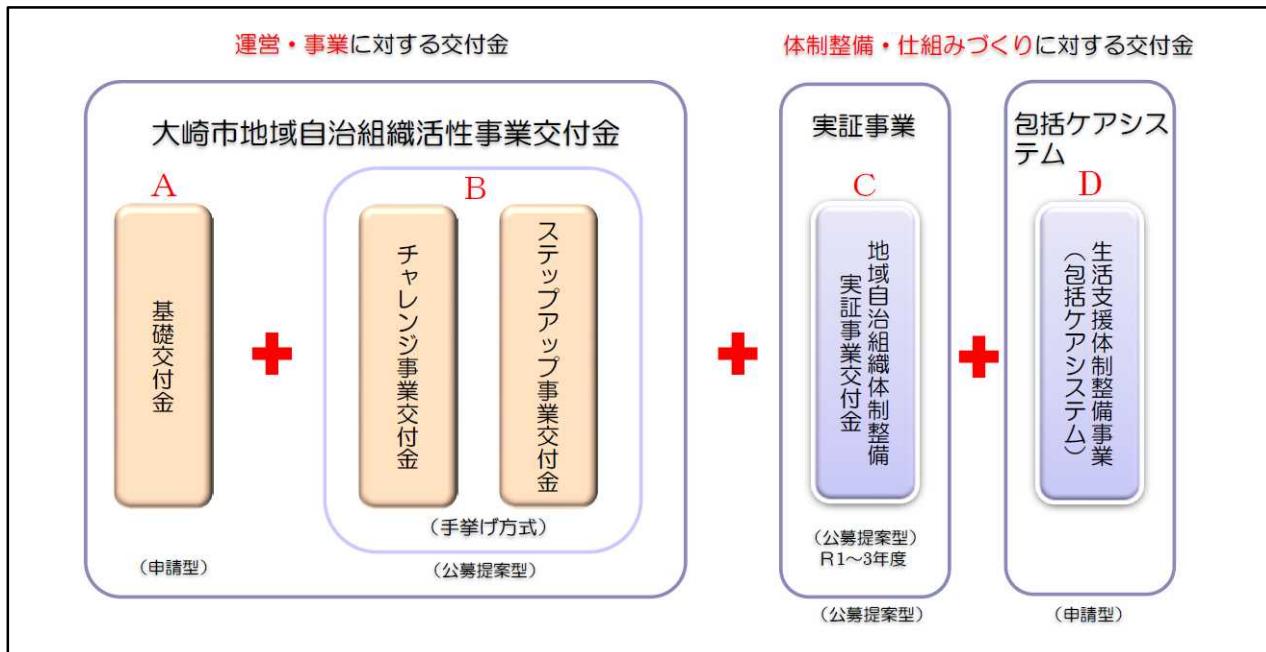
区分	内容	交付限度額
人件費	コーディネーターの給与、賞与及びその他手当並びに事業実施に携わる者へ支出するもの。	412万円
運営費	地域自治組織の運営及び活動拠点施設を維持管理するために支出するもの。ただし、公共施設等の建物の一部を無償で賃借し、活動拠点とする場合は、実費相当額のみとする。	20万円
初度設備費	交付対象者の事業の開始年度に係る活動拠点施設の備品購入費	30万円

■従来の交付金との体制整備実証事業交付金の関係

地域自治組織の円滑な運営と地域課題解決への取組みに対する支援策として、「大崎市地域自治組織活性事業交付金」による財政支援制度を平成19年年度から導入。

地域自治組織活性事業交付金は、運営・事業に対する従来の財政支援制度であるのに対し、体制整備実証事業交付金は、“持続可能な仕組みづくり”に対する交付金としている。

地域自治組織活性事業交付金と体制整備実証事業交付金の関係



■地域支援コーディネーターの業務及び技術や能力の向上等に関する取組み

①業務

実施団体は、「地域支援コーディネーター」を雇用し、次の業務を行う。

- ア 地域自治組織の組織体制強化又は地域で活動する地域づくり団体の支援
- イ 地域自治を推進する中間支援組織等、これらの関係団体間とのネットワークの構築
- ウ 地域自治組織が地域住民と地域づくりを推進するための具体的な方法等を定めた行動計画の策定支援
- エ 地域づくり活動を担う人材を育てる体制づくりの支援
- オ 地域の生活支援体制の準備に係る調査の実施
- カ 地域の特性や資源を活かし、地域ニーズに即した事業企画の支援

②技術や能力の向上等に関する取組み

地域支援コーディネーターの業務は、地域課題が複雑・多様化している中、課題発見能力、課題解決能力はもとより、各種のまちづくり団体とのつながりや連携事業の創造などのコーディネート能力が重視される。

さらに、地区公民館における社会教育事業や、地域包括ケアシステムの構築との連動事業による専門性の向上、専門的かつ高度な市民ニーズに柔軟に対応できる人材が求められることから、外部研修会への積極的な参加体制を構築するとともに、研修で得た知識を現場で実践できるよう実施団体役員（雇用主）との面談や、地区公民館スタッフとのミーティングを行うなど、職務に対する意欲や実行力を育める環境を形成する。

■実施団体の事業概要

「地域課題解決のための持続的な取組体制の構築」、「コミュニティ基盤の確立」など、地域の多様性に対応した地域活動（課題）の特性・実情に応じた創意と工夫による取組みを展開している。実施団体の事業の名称、目的等は次のとおり。

高倉地区振興協議会（古川地域）

事業の名称	持続性の高い“くらし”を支える基盤形成プロジェクト～地域計画の起動・実践を通した組織の見直しと人材発掘・育成～
事業の目的	住民参加型ワークショップの積み重ねにより策定された高倉地区地域計画『ずっと高倉これからも高倉～高倉の地域づくりたすけ愛隊プロジェクト』の起動・実践を通じ、地域自治組織の従来の組織構造を見直すとともに、地域課題解決の促進、解決能力の向上及び住民参加の仕組みづくりを整備し、もって人口減少社会に適合する持続を備えた自立性の高い地域自治を推進する。
事業の概要	<p>これまでの組織運営や事業活動を踏まえ、負担をかけずに無理のない目標設定とし、一つひとつの実践の蓄積を大切にし、常に地域住民との話し合いを重ねながら着実に前進することを基本に以下の取組みを実施する。</p> <p>【短期目標（平成31年度～令和2年度）】</p> <p>①地域計画書のさらなる認知と定着及び実践 「(仮称) 高倉地域づくりフォーラムの開催」、「地区公民館だより及びブログによる情報発信」、「まちづくり団体の総会時における周知」</p> <p>②まちづくり情報の集約及び情報共有の仕組みづくり 「地域情報及び行政情報の一元管理による情報発信」</p> <p>③誰もが気軽に参加できる環境づくり 「住民アンケート及びワークショップの開催」、「事業・活動の実施日時等の見直し」、「事業の企画・立案段階から参加できる環境形成」</p> <p>④高倉地区地域計画の事業活動の具現化に向けた体制整備及び実施 「事業活動の優先順位と取組み体制の検討」、「従来組織体制及び事業活動の見直し検討」</p> <p>⑤地域包括ケアシステムの構築に向けた「大崎市生活支援体制整備事業」との一体的な推進 「ひだまりサロンの開設及び運営」、「高齢者福祉の充実と健康づくりに向けた必要性の高い事業の点検及び創出事業（市社会福祉課等との連携事業）」、「学童保育運営事業との連携体制づくり」</p> <p>⑥高倉地区公民館の指定管理と連携した事業推進 「地区公民館スタッフ及び地域支援コーディネーターの役割分担の明確化」、「生涯学習事業と高倉地区振興協議会事業の連動性強化」</p> <p>【短中期目標（平成31年度～令和3年度）】</p> <p>⑦地域課題解決の促進と解決能力の向上</p>

	<p>「(仮称) 自治会サミット（まちづくり団体相互の意見交換会）の開催」, 「(仮称) 高倉地区ネットワーク会議の設置検討」,「従来組織体制及び事業活動の見直し検討」,「組織運営の点検及び事業活動のふり返りと検証の場の創設」</p> <p>【中長期目標（令和3年度～）】</p> <p>⑧地域内中間支援組織の必要性(組織体制のステップアップ)の調査・研究 ⑨市民活動保険加入の検討 ⑩第1次高倉地区地域計画書のふり返り・検証及び第2次計画の策定</p>
地域支援コーディネーターの設置	2名（専従常勤1名、兼務非常勤1名）
設置年月日	平成31年4月1日
設置場所	大崎市古川中沢字中屋敷242
併設施設	大崎市高倉地区公民館
閉館日、開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

岩出山地域づくり委員会（岩出山地域）

事業の名称	地域団体ネットワーク整備と活性化バックアップ事業
事業の目的	<p>①モデル事業で実践した「地域団体ネットワーク整備及び活性化バックアップ事業」を継続展開し、地域課題である既存各団体連携促進の先導・協力、並びに自立する自治に向けた収益事業の展開による、地域還元に伴う地域活性化の促進を目的とする。</p> <p>②これまでの実績である「繋がりづくり効果」から、全世代が住みやすく帰りたい故郷となるよう、個人・団体のつながりを一層強くする体制整備を、サポート及びバックアップすることを目的とする。</p> <p>③モデル事業で行った「全住民アンケート」を最大限に生かし、少子高齢化・人口減少に耐え得る“岩出山のくらし”の体制整備を目的とする。</p>
事業の概要	<p>①モデル事業で、広報の方法を改善し「地域活動の情報」を地域のあらゆる世代に広く周知し、興味・関心を深め”地域づくり”への参加を促進できたことは大きかったので、今後も継続して広報活動の推進に努める。</p> <p>②モデル事業で進めてきた、既存団体の活動状況や参加会員等の現状把握を</p>

	<p>完了させ、委員会との活動連携の検討に入る。会員相互の協力体制の提案等による省力化・効率化を計る提案をコーディネートしていく。不足がちの事務作業のサポートなどが見えてきたら、体制整備を考えながら協力していく。</p> <p>③モデル事業で行った「全住民アンケート」の結果を最大限に生かす。地域行動計画策定に繋げるワークショップ「全住民アンケート分析大会」を、多方面の方々と行う機会を設定する。同時に、その場自体が、地域活性化への一つの手段であることを共有する場としていく。</p> <p>④「U-Ba プロジェクト」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U-Ba プロジェクトの方向転換による「岩出山のにぎわいづくり」事業推進 <p>⑤岩出山のボランティア事業「イワユメプロジェクト」体制の構築推進</p> <p>⑥子育て環境整備の推進</p> <p>【具体的事業】</p> <p>A:各団体の「活動状況ファイル」作成公開。 B:人材バンク登録 C:公民館事業連携 D:団体事務サポート E:公民館休憩室の活用 F:ワークショップ定期開催 G:環境再生・環境推進サポート隊の結成 H:子育てサポート隊の結成</p>
地域支援コーディネーターの設置	3名（専従常勤1名、専従非常勤2名）
設置年月日	平成29年10月1日
設置場所	大崎市岩出山字上川原町8番地1（岩出山地区公民館事務室内）
併設施設	大崎市有備館駅前住民協働館
閉館日、開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

池月地域づくり委員会（岩出山地域）

事業の名称	池月サポート事業
事業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. “池月地域内のコミュニティ”を推進し融和を図る。 2. 住民協働と関係団体との連携により、住みよい地域づくりを目指す。 3. 地域課題解決への調整役を担う。
事業の概要	<p>各団体や個人からの依頼を受けて以下の地域活動全般に関する支援活動を行なう。</p> <p>(1) 事務支援</p> <p>役職の重複や扱い手不足などの現状から各団体運営の事務などを担っている役員さん方への負担を“地域課題”として捉え「事務作業の全般」</p>

	<p>を代行(補完) しその課題解決（負担軽減）にあたる。</p> <p>(2) 情報発信<池月だよりの編集・発行></p> <p>池月地区内で発行等されている様々な情報を1冊にまとめ地域コミュニティ紙として発信する（毎月発行）。</p> <p>(3) 池月サポート事業<除草・除雪・他作業></p> <p>高齢者宅の敷地内除草作業や除雪作業および企業敷地の除雪作業を実施する。</p>
地域支援コーディネーターの設置	3名（専従常勤1名、兼務非常勤2名）
設置年月日	平成28年7月1日
設置場所	大崎市岩出山池月字下宮道下4番地1（大崎市一栗体育館内）
併設施設	大崎市池月地区公民館
閉館日、開館時間	年末年始除く 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

持続可能な地域自治組織のあり方に関する検討

それぞれの地域が持つ資源を最大限に生かし、様々な世代の人々が活躍できる魅力あふれる持続可能な地域を実現させるための地域自治組織のあり方検討に伴う進め方及び方向性などについて、助言・アドバイスを行う。

1. 検討の必要性

- (1) 過疎化や少子高齢化等の人口減少に伴って、地域課題がより多様化、複雑化しており、地域独自で解決していくのが困難な問題が蓄積する中で、組織運営や行政との協働が希薄になっている。
- (2) 担い手不足と役職等の重複による負担感を解消するために、次世代を担う新たな人材の発掘と育成が急務となっている。
- (3) 大崎市まちづくり協議会条例第3条に規定する、まちづくり協議会は「自主的活動の企画、立案及び実施等に関すること」の他に、「新市建設計画の変更等に関して、市長の諮問機関としての審議会機能」を有しており、新市建設計画が概ね完了により、その役割についても見直す必要がある。

2. 検討のポイント

- (1) 「大崎市流地域自治組織」を持続・発展させるため、組織運営や事業活動の振り返りを行い、改めて地域自治の原点である「補完性の原理」に基づき、まちづくり協議会の住民自治活動及び地域審議会機能について検討する。

- (2) まちづくり協議会委員の委嘱期間を令和6年6月～令和8年5月までの2年間とすることで、委嘱期間が違う行政区長や活性事業交付金等の財政支援期間について、令和8年度から統一した体制でスタートできるよう検討を進める。
- (3) 検討のプロセスに、多くの人、団体が参加することで、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境を形成する。
- (4) 地域の担い手不足による役員等の高齢化や重複化並びに各種事業の多様化により、地域自治組織の体制強化が必要であることから、更なる人的支援、財政支援について検討を進める。

3. 検討方法等

さまざまな手法（会議）を取り入れることにより、市民との話し合いの場を確保しながら検討を進める。

(1) 大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議

①根拠法令

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議設置規則（令和6年4月1日施行）

②設置目的

「みんなで支え合う、持続可能な地域コミュニティ」の実現に向け、まちづくり協議会をはじめとした地域コミュニティの在り方及び地域自治に関する施策の方向性を検討するため、大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議を設置する。

③所掌事務

- ・地域コミュニティの在り方に関し、意見を述べること。
- ・地域自治に関する施策の方向性に関し、意見を述べること。
- ・その他地域自治に必要な事項に関し、意見を述べること。

④組織等

有識者会議は、委員6人以内で組織する。次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- ・地域自治組織と市民協働によるまちづくりについて優れた識見を有する者
- ・学識経験を有する者
- ・市職員
- ・その他市長が必要と認める者

⑤任期

委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑥これまでの開催状況

回数	開催日・会場	内容
第1回	令和6年12月2日(月) 市役所本庁舎3階 306会議室	講話：大崎市政策アドバイザー 高崎経済大学 地域政策学部 教授 櫻井 常矢 協議事項 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 会議の公開・非公開について (3) 今後のスケジュールについて
第2回	令和7年1月17日(金) 市役所本庁舎4階 災害対策本部室	協議事項 (1) まちづくり協議会条例の見直し検討について (2) 一関市の現状について事例紹介 (3) 意見交換(新市建設計画を担保するための条例、見直しの手法や方向性、誰のために見直すのか?)
第3回	令和7年2月3日(月) 市役所本庁舎3階 306会議室	協議事項 ・持続可能な地域自治について(各まちづくり協議会の課題と現状、今後の進め方等) 意見交換 ・審議会機能や条例等について(条例について機関の制度化と組織の制度化、仕組みの制度化の必要性、条例の必要性と審議会機能など)
第4回	令和7年3月13日(木) 市役所本庁舎4階 災害対策本部室	協議事項 ・持続可能な地域自治について 意見交換 ・大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議の役割、今後の方向性

(2) シンポジウムの開催(スタートアップ・学習機会の提供)

①第1回話し合う協働のまちづくりシンポジウム STEPUP!新時代 TALK IN OSAKI

日時：令和6年8月25日(日) 13:15～16:15 参加人数：92名

内容：パネルディスカッションとワークショップ

②第2回話し合う協働のまちづくりシンポジウム STEPUP!新時代 TALK IN OSAKI

日時：令和6年9月29日(日) 13:15～16:15 参加人数：52名

内容：ゲストトークとワークショップ

(3) まちづくり連絡会議での情報共有

(4) まちづくり協議会との意見交換会の開催

各まちづくり協議会と政策アドバイザー並びにまちづくり推進課と今後のあり方検討の進め方等について意見交換を実施。

【開催状況】

- 令和6年8月21日(水) 田尻まちづくり協議会三役会
- 令和6年8月29日(木) 鹿島台まちづくり協議会三役会

- ・令和6年8月8日（木） 古川まちづくり協議会全体会
- ・令和6年9月5日（木） 三本木まちづくり協議会役員会、鳴子まちづくり協議会三役会
- ・令和6年10月9日（水） 岩出山まちづくり協議会三役会
- ・令和6年11月22日（金） 松山まちづくり協議会三役会

（5）まちづくり協議会における地域懇談会の開催

まちづくり協議会を主体として多くの人・団体が参加できる環境を地域毎に構築し、これまでの組織運営や事業活動などの振り返りを行い、持続可能な地域自治に関する有識者会議に情報をフィードバックする。

各まちづくり協議会の役員会や全体会等で、これまでの18年間を振り返るために「地域カルテ」を作成し、組織体制、運営や取り組みを可視化することで見直しに向けた話し合いを実施している。

さらに、地域自治組織のあり方に向けた検討についても、各まちづくり協議会を中心に実施している。

（6）コミュニティ推進戦略チーム担当者会議

地域自治組織の活動状況を踏まえ、「地域カルテ」の作成による振り返りやまちづくり協議会のあり方の検討方法や進め方について協議と確認を行っている。

【開催状況】

- ・令和6年5月20日（月） まち協支援担当者会議（地域振興課担当職員研修）
- ・令和6年7月19日（金） 第1回コミュニティ推進戦略チーム担当者会議
- ・令和6年11月25日（月） 第2回コミュニティ推進戦略チーム担当者会議
- ・令和7年3月18日（火） 第3回コミュニティ推進戦略チーム担当者会議